

馬頭最終処分場整備運営事業 第1回意見交換会における対話内容一覧

- 平成28年11月～12月に実施した馬頭最終処分場整備運営事業第1回意見交換会における対話内容を公表します。
- 意見交換会参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等があると考えられるものが含まれる対話内容については、掲載していません。
- 意見交換会への参加の有無は、入札参加の条件ではありません。

平成28年12月13日
栃木県

■馬頭最終処分場整備運営事業第1回意見交換会対話内容一覧

| No. | 議題／テーマ | 内容 | 回答 |
|-----|--------------|--|---|
| 1 | 受入廃棄物 | 受入廃棄物の提案に当たっての考え方について確認させてください。 | 本最終処分場は、県内産業の振興のため、県内から排出される産業廃棄物の県内処分を目的としていることから、受入廃棄物については、「県内から排出される産業廃棄物を基本」としています。しかし、その一方で、安定的な運営のためには、事業採算性の確保も重要であることから、受入廃棄物については事業者の提案を求めるとしてあり、事業者においては、上述の最終処分場設置の趣旨を十分に踏まえるとともに、適切な事業収支に基づき提案してください。 |
| 2 | サービス購入料 | サービス購入料Aの考え方と補助金との関係性について教えてください。 | サービス購入料Aは、特定の施設の整備費から、国庫補助金及び県補助金を除いた額の一部です。なお、補助金は、補助対象となる工事費等に補助率を乗じて機械的に算出されるため、サービス購入料Aとの関係性ははありません。 |
| 3 | サービス購入料 | サービス購入料Aの対象経費(浸出水処理施設の高度処理に関するもの)について、土木、建築工事費の取扱いについて確認させてください。 | 入札説明書等に関する質問回答(入札説明書No.29)において、土木、建築工事は凝集膜分離、電気透析処理の設備に関わる部分のみと回答しましたが、建築工事を除いた凝集膜分離、電気透析処理に係る水槽等の部分についての土木工事を対象とします。 |
| 4 | 補助金 | 補助対象外となる費目・工種を教えてください。 | ・国と協議した結果、補助対象外となるのは、浸出水処理施設工事の上屋工事、管理棟工事、門扉・困障設備工事、消費税です。なお、管理棟のうち住民説明等情報公開及び環境教育の用に供する環境学習施設の設備は補助対象となっています。 諸経費の補助対象額については、事業費按分となります。また、積上げ仮設費については、補助対象工種に対するものは補助対象となりますが、補助対象工種と補助対象外工種に共通するものについては、事業費按分となります。 |
| 5 | 補助金 | 事業者の責めに帰す事由でない場合で、補助金が減額された場合の対応について確認させてください。 | 事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合には、協議します。なお、制度変更に伴う減額が発生した場合には、県が負担します。 |
| 6 | 入札参加資格 | 県内事業者が目的会社を設立し、入札に参加することは可能でしょうか。 | 設立する目的会社が、入札説明書に示す入札参加者の参加資格要件を満たしていれば、参加は可能です。 |
| 7 | 技術者の配置 | 現時点で配置予定者を確定できない場合の対応を教えてください。 | 現時点で想定できる配置予定者を記載してください。なお、複数名記載の場合は欄を適宜追加等して記載してください。 |
| 8 | プロフィットシェアリング | プロフィットシェアリングの基準単価の上限額16,200円/tと、基準単価を上回った差額分の収入の原則2/3を県に納付する考え方について教えてください。 | プロフィットシェアリングの基準単価の上限額及び納付割合は、事業者の一定の利益確保及び事業収支の健全性に配慮するとともに、その実効性を確保する観点から設定しています。ただし、基準単価を上限額である16,200円/tに設定してもなお事業の遂行に支障をきたすおそれがある場合には、その収支見込みを明確にした上で、県への納付割合を提案することは可能です。なお、その場合の、プロフィットシェアリングの価格点は、落札者決定基準の修正版で示します。 |
| 9 | 物価変動 | 独立採算部分(事業者負担部分)の物価変動リスクについて、県負担とはならないでしょうか。 | 独立採算部分(事業者負担部分)の物価変動リスクについては、事業者負担が基本と考えています。ただし、大幅な物価変動が生じた場合は、協議するものとします。 |
| 10 | 運営管理費 | ・浸出水処理施設のユーティリティ費及び薬剤費等の年間費用は、提案の処理水量、原水水質の条件で算出した、最大値と考えてよろしいでしょうか。 ・水量、水質設定は、管理費に大きく影響しますので入札参加者に対し、同じ条件(提案の水量、水質)とすることが必要と考えますがいかがでしょうか。 | ・ユーティリティ費及び薬剤費等の考え方は貴見のとおりです。 ・水量、水質設定は、想定する受入廃棄物によって計画原水水質が決まるため、事業者の提案とします。 |
| 11 | 運営管理費 | 委託費及び点検費はどのような内容を想定していますか。 | 委託費の例として、警備費、除草費等、点検費の例として、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等を想定していますが、事業者にて提案する内容を記載してください。 |
| 12 | 施設専用利用権 | 本施設専用利用権の法的性格について確認させてください。 | 事業契約上の債権です。金融機関が担保設定を行うことは認める方針です。 |

■馬頭最終処分場整備運営事業第1回意見交換会対話内容一覧

| No. | 議題／テーマ | 内容 | 回答 |
|-----|-----------|--|---|
| 13 | 履行保証保険 | 建設企業が保険契約者となって履行保証保険を付保する場合、事業者を被保険者とし貴県が保険金請求権に質権を設定する方法とはできないでしょうか。 | 貴見の方法による付保も可とし、事業契約書において修正します。 |
| 14 | 土木工事 | 土量変化率と発生残土量について確認させてください。 | 切土の大半が、凝灰質砂岩・細粒凝灰岩となります。これらは軟岩(I)に分類され、歩掛に基づいて土量変化率を採用して残土量を算出しています。 発生残土は、県施工の搬入道路に利用したいので23,000㎡は確保してください。なお、本事業の工事と並行しての工事となるので、調整しながら残土を出すことになります。 |
| 15 | 建築工事 | ・水道設備への電力供給(通常時及び停電時)及び電気通信等の配線工事等について確認させてください。 ・また、水道設備における停電用の自家発電等も必要でしょうか。 | ・各設備までのケーブル配線は県で施工する予定ですが、ケーブルを収納する配管や遮断器等は事業者で施工してください。 ・県で施工する水道設備は、工事完成後事業者が維持管理することになります。県としては、上水の使用は停電時必要と考えています。 |
| 16 | 浸出水処理 | 入札説明書等に関する質問に対する回答P.1(入札説明書)No.7に記載の、生成塩の純度の定義について教えてください。 | 電気透析膜と同等以上に純度の高い塩分とは、再利用が可能な純度の高い塩分という趣旨です。 |
| 17 | 浸出水処理 | BODの処理水質が3mg/l以下とありますが、提案とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書P49に記載の「ウ 処理水の水質(循環処理水質)(参考)」は、(参考)として示したものであり、同P47に記載の「(2)実施設計時の技術的要件」を達成した上で、提案することは可能です。 |
| 18 | 浸出水処理 | 目標安定化期間を教えてください。 | 目標安定化期間は、要求水準書では定めていません。 |
| 19 | 不法投棄物撤去業務 | 家電のような大型廃棄物等の処理方法について確認させてください。 | 埋立不適物(有害産業廃棄物や家電等の大型廃棄物等)の処理は、県と事業者で協議の上、事業者が行います。なお、処理に係る費用は県が負担します。 |